一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会員の入会及び退会等に関する規則

平成２９年４月１日改正・施行
令和３年３月１５日改正・施行
２０２４年６月１日改正・施行
２０２５年４月１日改正・施行

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「本連盟」という。）定款の規定に基づき、会員の種別、入会、入会金・会費及び退会について、次のとおり定める。

（会員の種別）

第１条　正会員は、本連盟の目的に賛同して入会したソーシャルワーク教育学校の代表者又はその者が指名した者とする。但し、同一法人内で、ソーシャルワーク教育を行う学校を複数併設する場合は、それぞれ独立した学校とみなし、個別に入会を必要とする。

２　賛助会員は、本連盟の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体とする。但し、個人については、前項に規定するソーシャルワーク教育学校の教職員又は過去に勤務した経験を有する者に限るものとする。

（入会にかかる申請書類）

第２条 入会を希望する者は、次の書類を事務局に提出する。但し、法人又は団体の賛助会員は、入会申込書及び登録連絡票のみを、個人の賛助会員は入会申込書のみを提出する。

（１）入会申込書（様式１）

（２）会員登録連絡票（様式２）

（３）社会福祉士・精神保健福祉士養成課程を開設する学校にあっては、その開設にかかる厚生労働省あて届出又は確認申請及び指定科目読替についての照会文書の写し並びにその回答文書の写し

（４）社会福祉士・精神保健福祉士養成課程を開設する学校にあっては、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程ごとの指定科目担当教員表（様式３）

（５）ソーシャルワーク及び社会福祉に関する大学院を設置する学校にあっては、文部科学省あての当該大学院課程設置認可申請書及びその回答文書の写し

（６）国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）に入会している学校にあっては、国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）への入会申込書（様式４）

２　入会後、前項第３号については社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における開講科目の名称変更等が生じたとき、前項第４号については毎年度初めに、速やかに事務局に提出しなければならない。

３　第１項第４号の記載内容は、当該年度の本連盟会員名簿に掲載するものとする。

（審査及び入会決定）

第３条 本連盟へ入会しようとする者は、理事会において決定し、会長が入会申請者へ通知書（様式

５）により通知する。

（入会金及び会費）

第４条 定款第９条に基づき、入会金及び会費は次のとおりとする。

（１）入会金：50,000 円とする。但し、個人の賛助会員については 10,000 円とする。

（２）会 費：

① 正会員の会費については、次の１）学校種別のアからエに該当する額に、２）課程種別のオからカに該当する額を加えた合計額とする。

１）学校種別

ア） ソーシャルワーク及び社会福祉に関する大学院を設置する四年制大学：130,000 円

イ） 上記以外の四年制大学：100,000 円

ウ） 短期大学：80,000 円

エ） 専修学校又は養成施設：50,000 円

２）課程種別

オ） 社会福祉士養成課程を開設する学校： 50,000 円

カ） 精神保健福祉士養成課程を開設する学校：50,000 円

② 賛助会員のうち法人及び団体については、１年度につき一口 100,000 円とし、二口以上、個人については、１年度につき 10,000 円とする。

２． 前項第２号①アからカの要件に関して、新規入会した正会員については入会時点において、既存の正会員については、4 月 1 日時点において判定するものとし、年度途中にアからカの要件の変更があったとしても当該年度の会費は変更しないものとする。

（国際ソーシャルワーク学校連盟の会費）

第５条 正会員のうち国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）に入会する学校については、１年度につき IASSW 会費として 40,000 円を徴収するものとする。なお、為替変動等により生じる本連盟の入金額と IASSW への支払額との差額は本連盟が負担又は受領するものとする。

（入会金及び会費の納入）

第６条 会費の納入は年１回とし、毎年度５月末日までに納入しなければならない。但し、新規に入会した者は、入会時に入会金及び会費を納入するものとし、当該年度の中途に入会した場合も同額とする。

（退会）

第７条 正会員及び賛助会員が退会するときは、定款第１１条による退会届（様式６）を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

（改正）

第８条 この規則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、第４条の入会金及び会費の改正は、総会の承認を得るものとする。

附則

１．この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２．附則１にかかわらず、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会の移行後最初の事業年度にあっては、第４条（１）の入会金は、10,000 円とする。

附則

１．この規則の一部改正は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（以下、「社養協」という。）、一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下、「学校連盟」という。）、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（以下、「精養協」という。）の合併の日から施行する。

２．平成 29 年 3 月 31 日時点において、社養協、学校連盟及び精養協の正会員であった者は、本連盟の正会員として引き継ぎ、賛助会員であった者は、本連盟の賛助会員に引き継ぐものとする。また、学校連盟の個人会員であった者は、本連盟の賛助会員（個人）として引き継ぐものとする。